

2013年3月25日(月)

外務省国際協力局  
JICA アフリカ部  
同 農村開発部 御中

ProSAVANA に関する外務省協議  
参加 NGO・諸団体一同

**2013年第一回外務省・NGO 意見交換会に向けた再質問に対するご回答について**  
**－再回答に対する質問－**

表題の件について協議の機会、また回答書を通じて対応をいただき誠に有難うございます。しかしながら、いただいた再回答において当プロジェクトの実態が必ずしも明らかになってはいないため、失礼ではありますが引き続き質問をさせていただきたく思います。継続性・関連性を認識出来るように、いただいたご回答に対して個別に質問を追加する形で記すことご容赦願います。

今後は、同じ項目について質問を繰り返すのは心苦しくもあり、全体像が充分明らかとなるようにご回答をいただけるよう切望する次第です。

また、議論を現実に基づき、意味のあるものにするため、以下の二点についてお願いいたします。

- 冒頭か末尾に、貴機関の「小農」「中規模農家」等の用語の定義(〇〇)を示して下さい。
- 資料等に基づく言及について、原典をお示しください。(これは今後も必ず願います)

次回協議会が開催されるまでにご回答賜りますようお願い申し上げます。

なお、「意見交換会」や同事業の進行により、新たに生じた質問については、別紙で週明けに提出しますので、それらの点へのご返答ご馴致下さい。

以上

外務省国際協力局  
JICA アフリカ部  
同農村開発部 御中

第一回意見交換会事前質問に対する外務省・JICA からの回答について  
－2013年01月25日（金）ProSAVANA 事業  
第一回外務省・NGO 意見交換会配布の回答に対する再回答の要請－

第一回意見交換会の際に貴省より配布された「NGO からの質問事項」へのご回答内容について、不十分と考えられるもの、観点を定めることにより回答が可能と考えられるものなどがありましたので、以下の通り再回答と確認をお願いする次第です。

議論を有効に進めるため、事前に紙でのお返事よろしくお願いたします。

《事業全体に関わる点》

(1) マスタープラン策定プロジェクトの実施経過と今後の予定

■再質問：①策定完了時期、対象地域・面積に大きな変更はあり得ますか？②現在分かっているならば、それはどのような変更ですか？③その場合の要因はどのようなものが想定されますか？

① ～③共通

モザンビーク政府の意向を受け、対象地域が拡大される予定であり、それに伴い策定完了時期が当初計画（2013年9月）より2か月後ろ倒しになる予定です。なお、対象地域の拡大については、調整中です。

○今回の質問・要請

本プロジェクトは、3ヶ国関係者のプロジェクトと理解します。

① モザンビーク政府の意向、その事情とはどのような内容ですか？

ナカラ回廊地域は広大な面積を有しており、本調査についてはその全てを対象にするのではなく、特に優先的に取り組むべき地域を選定し調査を開始した結果、14郡が選定されました。モザンビーク各州政府としては国家の優先事業であるProSAVANA 事業をより広い範囲で実施したいという意向を有しており、各州政府がモザンビーク農業省に対し対象調査地域の拡大が希望され、それを受けて3ヶ国で協議を行った結果、19郡に拡大することとなりました。

② 拡大される地域はどの地域でその目的は何でしょうか？

ナンブラ州ララウア郡、メクビリ郡、ニアッサ州メカニャレス郡、マジユネ郡、サンガ郡。

③ その面積とそれを含む全体の面積はどの程度でしょうか？

追加面積：40,678 k m<sup>2</sup>      調査対象全体面積：106,585 k m<sup>2</sup>。

(2) プロジェクト資金の無償供与・借款の実績⇒特になし

■再質問：①本プログラム策定の予算の全体像、②並びにこれまでの支出内訳についてお教え下さい。(相手国への拠出に留まらず調査案件の費用も含む)

① ・「ナカラ回廊農業研究・技術移転能力向上プロジェクト」：事業評価実施時予算：6億円

・「ナカラ回廊農業開発マスタープラン策定支援」：事前評価実施時予算 4.8 億円

・「日伯モザンビーク三角協力による熱帯サバンナ農業開発協力プログラム準備調査」：8,888.5 万円

② 確認中です。

○今回の質問

① 確認の結果は如何でしょうか？まだ確認されていないとしたら、いつ頃ご回答いただけるでしょうか？

・「ナカラ回廊農業研究・技術移転能力向上プロジェクト」、「ナカラ回廊農業開発マスタープラン策定支援」については実施中の事業であり現段階ではこれ以上のデータを公表することは困難です。ご了承ください。「日伯モザンビーク三角協力による熱帯サバンナ農業開発協力プログラム準備調査」については「業務従事者との契約に係る経費」です。

② なお、3 か国で 5 年間に「13 百億ドル (約 1170 億円相当)」の拠出が約束されていますが、この理解でよいでしょうか？また、日本の負担額はいくらで、どのように拠出がされるのでしょうか？何年からの 5 年間のことでしょうか？

・このような金額を計画しておりませんが出典は何か、御教示願います。

③2011 年及び 12 年のブラジル合同ミッションの費用負担は日本側負担でしょうか？ブラジル負担でしょうか？部分負担でも、何についてどの位の額を負担したのかお教え下さい。

・2011 年のミッションとは何を指していらっしゃるか、御教示願います。2012 年のミッションについては、基本的には日本からの調査団派遣経費は日本負担、ブラジルからの調査団派遣経費はブラジル負担です。

(3) 日本企業による関連事業・投資案件⇒回答：把握している訳ではない。公表できる立場にない

■再質問：①原文をお読み頂ければ分かるかと思いますが、本質問は、無関係な企業活動についてのものではなく、「プロサバンナ関連事業・投資案件」についてのもです。積極的な把握を早急にしたいうえで、可能な形態での情報提供を再度依頼し

ます。

■再質問理由：JICA によるプロジェクトである限り、その事業に関わる企業活動の情報は納税者・国民には開示されるべきと考えます。また、現時点で公表することが適当でない事情があるとしても、開示出来ない理由を明らかにしたうえで将来の開示を約束すべきで、開示できる情報は開示すべきと考えます。

現時点で具体的な投資案件はないと承知。

○今回の質問

内外の報道では、伊藤忠商事などいくつかの事例が紹介されています。

- ① 現地調査に参加した企業名と想定される投資目的をお教え願います。プロジェクトの性格と日本政府の行動原則・RAI の尊重を担保するうえで、積極的な実態把握と情報開示が求められると考えます。

- ・現地調査とは何を指しているかご教示願います。
- ・投資目的：当機構として各企業の事業構想などについて公開できる立場にはございませんのでご理解ください。

- ② 積極的に調査し、把握される考えをお持ちでしょうか？お持ちでない場合の理由をお示しください。

- ・将来的に ProSAVANA の枠組みの中で実施される事業が出てくれば、積極的に把握していく意向です。

- (4) 環境影響評価の時期と実施概要⇒回答：「JICA ガイドライン」によりマスタープラン策定支援については実施中。個別案件はその事業ごとに実施。

■再質問：①実施主体と責任はどこ（JICA）でしょうか？、②カテゴリ A に位置づけられ、代替案も検討されているのでしょうか？、③実施中ということですが、同評価については「用地取得」「住民移転」に関するものは含まれていますか？③どのような評価が、どのような手法でなされ、いつその結果は開示されますか？

- ① モザンビーク農業省が担当し JICA が支援します。
- ② ナカラ回廊農業開発マスタープラン策定支援についてはカテゴリ B です。
- ③ 仮に用地取得若しくは住民移転を伴う具体的事業が想定された場合、他のプロジェクト同様、簡易住民移転計画の作成を、社会経済調査（人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査）、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等を実施し、支援します。簡易住民移転計画案に含まれる内容は以下の通りです。
  - ア) 用地取得・住民移転の必要性
  - イ) 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、財産・用地調査結果

- ウ) 事業対象地の占有者の最低20%を対象とした家計・生活調査結果
- エ) 損失資産の補償、及び生活再建対策の受給権者要件
- オ) 再取得価格調査を踏まえた、完全な再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
- カ) 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
- キ) 苦情処理を担う組織の権限、及び苦情処理手続き
- ク) 住民移転に責任を有する機関（実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO 等）の特定、及びその責務
- ケ) 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
- コ) 費用と財源
- サ) 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
- シ) 優先農業開発事業案、及び生活計再建対策の代替案に係る住民協議結果

○今回の質問

① 前回の質問の「いつその結果は開示されますか」に対する回答をお願いします。

・マスタープラン調査は2013年11月に完了予定で、その時点で開示されます。

②なぜ、「カテゴリB」なのかの理由と根拠をお教え下さい。

・現時点でカテゴリAに該当する事業が想定されていないため、現時点ではカテゴリBに分類されています。仮に今後マスタープランにおいて提案される事業がカテゴリAに分類される場合は、カテゴリAに分類を変更する次第です。

(5) Quick Impact Project の目的・内容・期間・パートナー組織・受益者など

⇒優先的に実施するべきプロジェクトのこと。

■再質問：「優先」は①どこの②誰を「最優先受益者」として、③何を基準に定めるのかお教え下さい。

① ナカラ回廊地域です。

② モザンビーク人農業従事者です。

③ 基準等については現在実施中のマスタープラン策定支援のなかで検討中です。

○今回の質問

① 依然資料を頂いていません。現地でのステークホルダー会合に使われた資料をお示しください。

・別添資料をご確認ください。

② 「モザンビーク人農業従事者」とは家族経営農家(小農)と考えてよいのでしょうか？モザンビーク資本の企業農業経営者や中規模農家は含まれるのでしょうか？

・モザンビーク資本の企業農業経営者や中規模農家は含まれます。

- ③ ブラジルなど海外資本の受益者は含まれるのでしょうか？
- ・海外資本については直接的には含まれませんが、現地農家・企業とのパートナーシップを組み間接的に裨益する可能性はございます。
- ④ また直接の農業経営とは別の食品・インフラ関連の国内が企業は含まれるのでしょうか？
- ・含まれますが、現時点では特段決まっておりません。
- ⑤ 現地の最大農民組織の反対がある中、このように事業を急ぐことで、農民間を分断させる事態を援助として奨励することの問題について認識があるかお教え下さい。認識がないとしても、結果として現地社会で農民間分断を生じさせた責任にどう応えるのかお教え下さい。
- ・モザンビーク政府が策定している農業セクター開発戦略（PEDSA）に沿って進めているものであり、事業を急いでいるということはありません。また、農民との意見交換も継続する予定です。

## 《農民・住民主権》

### (1) 過去 3～5 年間の農業投資の影響、その分析・理解

⇒回答：マスタープラン策定調査にて分析中。これまで農業部門への大きな投資は見られない。

■補足：この質問は、国際社会ではモザンビークは既に主要な投資対象国となっているとの理解、及び主要な懸念は外国資本によるものへの懸念ではあるものの国内資本を含め、また農業分野以外への投資も含め、伝統的な農業・当該国の土地利用、農民・当該国の食料主権などへの影響についての懸念から来ています。

国際社会に対して農業投資に関わる懸念について問題提起をしている日本としては積極的に情報収集と分析をすべきであり、また当プロジェクトのような巨大なプロジェクトにおいては事前に分析をし、課題と教訓を得るまでは既成事実を作るべきではないと考えます。

■再質問：①早急に情報収集・評価をし、②再回答をお願いする次第です。③それでも「大きな投資はない」という結論の場合、この「大きな投資」の規模（額）をお教え下さい。

#### ① ～②

世銀による調査で、モザンビークにおける 2004 年～2009 年の土地取引面積はスーダンに次いで大きいとのデータがあることは承知、右データからはモザンビークにおいてはある程度の投資が行われているとも推測されるが、実態把握が難しい事項であり、様々なデータが存在しうるものと認識しており、現段階で評価はできない。なお、当方が把握する限りにおいて ProSAVANA 事業における投資は

存在しません。

- ② ついては「大きな投資額」＝〇〇ドルといった特定の数値は当省でも定義しておりません。報道情報、あるいは現地の地方政府や調査の上で接触している農業従事者団体から得られる情報の中で、モザンビーク側が問題視しているような「大きな投資」があったとの確たる情報には接していません。

○今回の質問

- ① 実態把握は簡単ではないと思いますが、事例調査・サンプル調査の意向はありますか？また前回の回答の②に関連する情報を積極的に把握する意向はありますか？

日本政府として行動原則や RAI、任意ガイドラインの実効性を担保するためにも、可能な限りの把握と評価は必要と考えます。

・マスタープラン調査の中で FAO、UNDP、OXFAM 等の報告書等からの情報を基に可能な限りの実態の把握を進めております。また、前回の回答の②に関連する情報についても積極的に情報の把握に努めており、ドラフトファイナルを取りまとめる過程で情報が反映される予定です。

- ② ProSAVANA 事業における投資はない、とのことですが、直接・間接に ProSAVANA 事業そのものあるいはプロジェクト地域を支えるインフラなどへの投資はありますか？

・インフラに関しましては既情報提供のとおり、道路、港湾整備の事業及び橋梁に関する調査を実施中です。また新たな情報としては有償資金協力によるナカラ港開発事業 (I) が開始されることとなりました。  
([http://www.jica.go.jp/press/2012/20130307\\_01.html](http://www.jica.go.jp/press/2012/20130307_01.html))

- ③ その場合、ProSAVANA 事業とそうでない事業とを区分する判断基準は何でしょうか？

・ProSAVANA 事業とはモザンビーク・ブラジル・日本で合意して実施する農業開発プログラムです。よって研究能力向上、マスタープラン策定支援の 2 案件が実施中、今年度より「コミュニティレベル開発モデル策定プロジェクト」を開始予定であり、この 3 件の技術協力が現状では ProSAVANA 事業となります。

- ④ 「地方政府や調査の上で接触している農業従事者団体から得られる情報」の限りでは、投資の概要はどのようなものですか？

・企業などが関心を持っている、或いは企業からはアプローチを受けたとの報告がありますが、現在精査中であり、ドラフトファイナルを取りまとめる過程で情報が反映される予定です。

- ⑤ 「農業従事者団体」には、UNAC は含まれていますか、いませんか？含まれてい

ない場合の理由はなんですか？

・含まれております。

⑥ また、「調査の上で接触する団体」はどうやって選択していますか？

・モザンビーク農業省、州政府、郡政府の農業局を通じて紹介を受けております。

⑦ また「問題視するようなものでない」という判断はどのような理由・根拠に寄るものですか？

・これまでのモザンビーク政府との対話によるものです。これまで、日本政府とモザンビーク政府との対話の中において、「モザンビークにおいて、当該地域・農業セクターにおいて大きな投資があり、問題である」という趣旨の情報は得ておりません。

(2) 事業対象地域の農民の現状・抱えている課題・求めるものについての調査方法

⇒回答：ステークホルダー会合を通じて聴取、マスタープラン作成過程に反映。モザンビーク政府には継続実施を要請。

■再質問：①過去のステークホルダー会合への出席者は、誰がどのような基準に基づき、どのような手段で通知し、どのような手段で選定していますか？、②今後、どこで誰を対象に、いつごろ、何回、どのようなステークホルダー会合を開催しますか？、③またステークホルダー会合以外の手法による調査手法についてお教え下さい。

① モザンビーク農業省が各州農業局との連携の下、リストを作成し、同リストをベースに公式レターで通知しました。

② ステークホルダー会合はモザンビーク政府主体で実施。今後はナンプラで3月12日、マプトで3月14日頃に開催予定です。この会合ではQIP（クイックインパクトプロジェクト）案を共有し意見を求めます。

③ 対象郡を訪問し、農民組織との直接の意見交換の場を持ち、情報を収集します。

○今回の質問

① 情報を収集されるとのことですが、いつまでに終える予定ですか？

・2013年6月です。

② 情報収集の結果を現地利害関係者及び日本側の私たちに提供いただけますか？私たちは、本プロジェクトが小農民の要望に基づき彼らの課題解決に応え得るものであるのか、納税者の立場からも注目しています。

・情報収集の結果はモザンビーク政府農業省に所属するものであり、その公開は同省の判断に基づきます。ご提供する点につき、モザンビーク農業省に問い合わせてみます。

③ これに使用する資料を協議会前に事前に添付下さい。

・別添資料をご確認ください。なお、本資料は調査の実施プロセスにおいて作成し

ているものであり、内容については三ヶ国の実施機関間で合意したものでは無いので予めご了解ください。

- ④ また、これにかかる予算は日本によるものと考えますが、どのプロジェクト予算から拠出しているかお教え下さい。

・ナカラ回廊農業開発マスタープラン策定支援の予算です。

- ⑤ このような農村での説明が、選挙キャンペーンに使われる可能性についてどうお考えですか？使われている場合の妥当性はどうか？そのような政治的偏重を避けるための予防策はどのように講じられていますか？

・日本政府としては、農村での対話が確実に実施されることが重要と考えております。特段、選挙キャンペーンに使われるか否かという点で農村での対話を検討しておりません。

- (3) JICA が連携を開始した現地農民組織に関する情報、及び選定の手順と選定理由⇒  
⇒回答：Initiative Fund についての IKURU の事例を紹介。4つのアグリビジネス企業（中規模農業者も含む）。選定理由：返済可能性。

■再質問：①Initiative Fund の予算規模と計画の資料を添付下さい、②一般公募はどのような手法で何について行われたかお教え下さい（その際の公募資料を添付下さい）、③「4つのアグリビジネス企業」の企業名・企業の特徴（国内資本か否か）、④「中規模農業者」とはモザンビーク人のものですか？その名前と同農業者の背景情報を開示下さい。

- ① 予算規模：75万ドルです。  
② 一般公募はナンプラ州で説明会と募集を実施しました。右作業は、融資業務を管理する GAPI（モザンビークの半官半民の金融機関）が行いました。  
③、④については、いずれも国内資本です。企業名については、個人情報であり、回答は控えさせていただきます。

#### ○今回の質問

- ① 同ファンドの目的・内容・ProSAVANA 事業との関係性の説明をお願いします。  
・本事業は、ナカラ回廊農業開発マスタープラン策定支援の中で提案されるモデルの有効性を実証的に検証するための事業で、食糧増産援助の見返り資金や現地金融機関の資金を原資にし、モザンビーク農業省が実施主体となり日本側のマスタープラン策定支援実施チームが技術支援を行っております。
- ② 日本の納税者の資金による融資故、企業名は個人情報とは言えず、再度情報開示を要請します。どのような企業なのか、また、その事業内容（現状、ProSAVANA における事業）はいずれも ProSAVANA に大きく関わる問題と思います。  
・実施主体であるモザンビーク農業省及び GAPI に打診します。
- ③ 何度もお願ひして申し訳ございませんが、既に公開されている資料故、「公募資料」

を協議会の前にご添付下さい。そして、この公募がどのように周知されたのかお教え下さい。

・別添のとおりです。

- ④ また、同イニシアティブでリーダーシップを発揮する Roberto Rodrigues 氏が、(a) 誰で、(b)彼の役割が何か、(c)何故彼が関与するか理由をお教え下さい。

・Roberto Rodrigues 氏はイニシアティブ・ファンドに全く関与していません。なお、同氏は、元ブラジル農務大臣です。

■再質問：⑤選定理由に返済可能性を挙げていますが、それは最低線であり、融資目的との整合性としては他に重要な要素があつてしかるべきと思います。多岐にわたるプロジェクト故、選定理由の基本原則をお教え願います。

担保要件や返済能力（ビジネスプランの妥当性）等に加え、小規模農家を巻き込んだ契約栽培方式を取り入れることを前提としています。

#### ○今回の質問

「小規模農家～契約栽培方式～前提」とした事業の概括的内容を説明願います。

「前提として」いる、ということは ProSAVANA の事業の内容・性格・目的を規定するものという要素を持っており、説明をお願いする次第です。

・融資事業が小規模農家に裨益する性格を持つことが重要であるとの考えです。契約栽培方式（Out Grower Scheme）は、小規模な農家が市場情報や技術といった知識、農業投入財にアクセスし、生産性を向上させるための一つの方法であるとの評価もされており、小規模農家の貧困削減にとって有効な手立てであると考えているためです。

- (4) 現地社会の諸組織による意思決定プロセスへの参加可能性

⇒回答：重要であるが、日本側が一方的に決定できるわけではなく、どのようなやり方が適切か関係者間で議論の必要があると考えている。

■再質問：①会議では「(声明が) 一団体、一部団体」と繰り返し指摘されました。「市民社会の意向を踏まえた事業の実施は非常に重要です」というご回答とは乖離があるように考えられます。具体的に、「何のために市民社会の意向を踏まえた事業実施行うべきだ」とお考えか、明確な回答を再度お願いします。

モザンビークの国民に裨益する適切な開発を実施するためです。そのためには、市民社会を含む幅広いステークホルダーとの意見交換は重要であると考えます。

#### ○今回の質問

前回の質問は「意見交換の重要性」ではなく、「意思決定プロセスへの参加可能性」

<sup>1</sup> [http://www.oxfam.org/sites/www.oxfam.org/files/bn-land-lives-freeze-041012-en\\_1.pdf](http://www.oxfam.org/sites/www.oxfam.org/files/bn-land-lives-freeze-041012-en_1.pdf)

です。再度回答をお願いする次第です。

・幅広い Stakeholders の声を聴き、事業に反映させることが重要ですが、決定プロセス及びその際の stakeholders の参加のあり方はモザンビーク政府が判断するものです。

■補足：「どのようなあり方が適切か」についても、現地市民社会と議論されるべきと考えます。

■再質問：なお、②やり取りの中で UNAC と 12 月に面談したとの情報が提供されました。UNAC からはどのような反応が返ってきたのかお教え下さい。

JICA が実施した UNAC との面談結果は、概ね以下のとおりでした。

- ・ ProSAVANA に対して反対の立場ではない。
- ・しかし、民間投資に係る過去の苦い経験があるため、懸念をしている。
- ・包摂的な開発を考慮して欲しいと考えている。
- ・一番の課題は、一貫性のある情報の提供である。
- ・政府と市民社会は、協働する必要があると思う。
- ・ ProSAVANA では、ナカラ回廊地域の小農の能力強化を図るべきである。
- ・ナカラ回廊地域の小農の生活レベルの向上を図るべきである。
- ・土地を使用しているが、DUAT（土地法で定められた形態での使用权）を持っていない農民の権利をどのように守るつもりか？モ国政府は、このような農民が土地を失わないようにどのような合法化措置を考えていくのか？  
(これに対してモザンビーク農業省より、1) モ政府は、農民の権利を守っていくこと、2) ProAVANA では土地利用や DUAT をコントロールすることはできないが、RAI のような責任ある投資を促すメカニズムを確立していく旨回答した。)
- ・ ProSAVANA の議論に、UNAC がより効果的に参加できるような方策を検討して欲しい。農民は、議論に積極的に参加したがっている。特に ProSAVANA マスタープラン策定支援について、意見を述べて、より良い提案に貢献したいと考えている。
- ・農民は、オーディエンスになりたいのではない。農民は、ProSAVANA の重要かつ関連する事項の意思決定過程に参加したいのである。
- ・プログラムの名前は、どうでも良い。農民は、モザンビークの人々の現実と要望 (reality and demands) を考慮した計画と実施が確実になされることを望んでいるのである。

#### ○今回の質問

①冒頭の「ProSAVANA に対して反対の立場ではない」というサマリーについて、同会合 に出席した UNAC 代表とスタッフにより、「そのようなことは言っていない。

そのようなことを言うのであれば、わざわざ日本に問題を訴えに来たりしない。このサマリーでは問題があるので、JICA マプト事務所が UNAC に出向き、発言要旨の翻訳文を見せて確認を取りに来てほしい」と伝えるように言われ、これは「第二回意見交換会」で提案された。確認の手法はいずれでも構いませんが、団体として異議を唱えている以上確認作業を取り、サマリーの修正が不可欠と考えます。この点についての経過報告をお願いします。(なお、「第二回意見交換会」でこの点の議論に費やされた時間の多さを考えると、同じ議論を蒸し返すことは建設的ではないので、UNAC が問題にしている以上、社会通念以上からも当然のことと思われる確認作業を必ず行ってください。)

・前回協議では UNAC が JICA 事務所へコンタクトを取りたがっているため、JICA 事務所へ連絡が来たら対応願いたい、というものと理解しております。UNAC の方に連絡をとって頂けるようご連絡頂ければ幸いです。なお、3月に参議院 ODA 調査団が現地で UNAC と面談した際もマフィゴ UNAC 代表より、「我々は ProSAVANA 事業自体に反対するものではない」旨述べています。

②なお、12月の面談への出席者の肩書きを3か国それぞれお教えの上、JICA 側出席者の役職とポルトガル語能力の有無をお教え下さい。(これは、事前に確認した UNAC の会合概要と JICA 側説明が食い違っていたためです)

・ Calisto Bias(モザンビーク農業省)、Thais Braga (ブラジル外務省国際協力庁)、梁瀬 直樹 (JICA モザンビーク事務所次長)、木村真嘉 (JICA モザンビーク事務所企画調査員)、Jusimeire Mourao です。なお、協議の内容は、モザンビーク人を含む ProSAVANA 事業関係者で確認したものです。

2013年3月26日  
外務省国際協力局  
JICA アフリカ部  
同 農村開発部 御中

ProSAVANA に関する外務省協議  
参加 NGO・諸団体一同

### 2013年第三回外務省・NGO 意見交換会に向けた新たな質問状

これまでの協議を通じて、本プランにおける日本・ブラジル・モザンビークの3政府についての責任分担がほとんど議論としても資料としても提示されておりません。以下の追加質問について、次回協議会が開催されるまでにご回答賜りますようお願い申し上げます。

#### [事業全体に関わる点]

##### 追加質問 — マスタープラン策定について

- (1) JICAによる2011年11月30日付けでナカラ回廊農業開発マスタープラン策定支援のためのコンサルタント選定の入札公示書には、適正ではない業務内容指示が見受けられます。(2)の業務内容(ア)として土地の借地権の分析がありますが、(カ)の土地利用の状況調査、とあわせても、法律に必ずしも書かれていない小農の慣習法上の土地占有権のほうが、土地問題の解決には重要ですが、それが明記されていません。この現地ごとに複雑に入り組んでいる土地権利の問題は、明記されなければ無視されてしまいます。また業務の目的の項で、インフラ(道路)の効果向上のためにその地域の農業分野への支援をするという本末転倒の論理も散見されます。これらは不適切な指示といえないのでしょうか。

・(慣習法上の土地占有権について)

ご指摘の事項は社会配慮として、本公示には盛り込まれています。

- (2) 業務内容(ウ)の「社会配慮、ジェンダー、環境配慮の調査」について、住民からの意見聴取が入っていません。

・調査の中には住民からの意見聴取を含んでいます。

- (3) マスタープランの作成の過程で、中間報告という過程があるはずですが、それはどの項目についてなされますか。またその期限はいつですか。それは誰に対してなされますか。ドラフトファイナルレポートが出た時点でコピーをいただけますか。

・「中間報告」は存在しませんが、調査及び作業の進捗状況はインテリムレポートを

用いてモザンビーク農業省が確認することになります。

ドラフトファイナルレポートの共有は先方政府の意向を確認する必要があります。

- (4) ブラジル政府は日本政府と共にドナーとして重要な責任を負っていますが、マスタープランの内容に、分野別に両者の個別の担当がある場合は、日本政府の意向が全体として貫徹されないことが大いに予想されます。ブラジル側とマスタープランにおける重要事項について、日本側は前もって合意を取り付けるため、どのような折衝が行なわれていますか。

・ブラジルとは分野ごとに担当分けを行っておりません。三か国の関係者が共同で作業を行っております。

- (5) マスタープランに関して、地元のモザンビーク政府が他の2国に対して持つ権限はどのようなものですか。三国間のマスタープランの最終審査体制はどのように設定されていますか。

・マスタープランはモザンビーク政府により最終的に内容が承認されるものです。日本とブラジルはその作成を支援しますが、最終的にその内容の採否を行う権限は全てモザンビーク政府が有します。

- (6) “China and Brazil in African Agriculture (CBAA) Project” ([www.future-agricultures.org](http://www.future-agricultures.org)) という文書によれば、ブラジル側では ProSavana を内容別に3つのプロジェクトに分け、それぞれに組織をつくったとして、次の3つをあげています。(a) ProSavana Projecto de Investigacao (ProSavana-PL), (b) ProSavana Plano Director (ProSavana-PD), (c) ProSavana Projecto de Extensao (ProSavana-PE)です。このうち ProSavana-PD については、2012年に発足し、当該地域のマスタープランを作成するため Gestulio Vargas Projects という名の FGV ビジネススクールにあるコンサルタント組織に委託したと書いてあります。このようにブラジル側では独自の動きがあるようですが、日本側が作成するマスタープランとどのような関係がありますか。

・記述いただいている文書のうち、それぞれに組織を作ったという表現は正確ではなく、3つのプロジェクトによって構成される、ということです。なお、既情報提供どおり実施中案件は2件のみで今年度から3つ目の技術協力プロジェクトが開始されます。ジェトゥーリオバルガス財団は「ナカラ回廊農業開発マスタープラン策定支援」を3者合同で調査を進めている中のブラジル側実施機関です。

- (7) 外務省のホームページに掲げられたモザンビークの国別援助方針には、日伯連携案件としてナカラ回廊開発整備プログラムという記述がありますが、この案件と ProSAVANA 全体との関係が明らかではありません。ナカラ回廊の農業研究・技術移転能力向上と農業開発マスタープラン策定支援、およびコミュニティレベル開発モデル策定プロジェクトだけが予算額を表示してありますが\*、ProSAVANA が官民協同プログラムとして喧伝されている以上、民間投資もマスタープランの内容を

構成していると考えていいでしょうか。この点についても、上記の文書は、ナカラ回廊地域でブラジルの投資家がモザンビークおよびポルトガルのアグリビジネスの AGROMOZ を設立して活動を始めた、と書いています。マスタープランより早く活動を開始した事業は既成事実となるのでしょうか。

・特定の民間企業の事業は、マスタープランの内容を構成しません。この観点から、上述の AGROMOZ は、マスタープランとは関係がございません。

\* <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/hoshin/pdfs/mozambique.pdf>  
(2013年3月25日閲覧)

-----  
● 冒頭か末尾に、貴機関の「小農」「中規模農家」等の用語の定義（〇〇）を示して下さい。

1. 援助対象国の多様性に鑑みて、JICA として世界共通の「農家規模分類基準」は設けていません。
2. ProSAVANA 対象地域については、PD 三国合同調査団が便宜上設けた分類基準は以下の通りです。
  - ① 「小規模」 10ha まで
  - ② 「中規模」 10-50ha
  - ③ 「大規模」 50ha 以上